

平成18年度 松前町職員採用試験

を次の要領で行います

1 受付期間

6月1日(木)から6月23日(金)までの執務時間中(土・日曜日を除く8時30分～17時15分)
 ※ 郵便による受付は行いません。

2 試験の日時・場所

第1次試験 日時 7月23日(日)午前10時～(受付時間 9時15分～40分)
 場所 松前町役場庁舎

3 試験区分・採用予定人員・受験資格及び試験方法

試験区分	採用予定人員	受験資格	第1次試験	第2次試験
上級事務	4名程度	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(行政) 対人適応性検査 事務適性検査	作文試験 口述試験 身体検査
上級土木	1名程度	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者	教養試験(大学卒業程度) 専門試験(土木) 対人適応性検査 事務適性検査	作文試験 口述試験 身体検査
保育士	1名程度	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、保育士の資格を有する者又は平成19年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(保育士)	作文試験 口述試験 身体検査
幼稚園教諭	1名程度	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者で、幼稚園教諭の免許を有する者又は平成19年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者	教養試験(短大卒業程度) 専門試験(幼稚園教諭)	作文試験 口述試験 身体検査

4 共通受験資格

- ① 日本の国籍を有する者
- ② 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

5 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

6 申込用紙の入手方法

松前町総務課職員係で交付します。なお、郵便により請求する場合は、必ず封筒の表に受験したい試験区分について、「上級事務請求」、「上級土木請求」、「保育士請求」、「幼稚園教諭請求」と朱書きし、90円切手(1部につき)を貼って、あて先を明記した返信用封筒を同封してください。

〔請求先〕

〒791-3192 松前町大字筒井631番地
 松前町総務課職員係

7 申込方法及び受験票の交付

必要な事項を記入した申込書及び写真2枚(最近3か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦5cm、横4cm)を受付期間内に総務課職員係へ提出してください。申込書の受付と同時に受験票を交付します。※ 郵便による受付は行いません。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、松前町職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。この名簿は、原則として、平成19年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者の中から任命権者が採用者を決定します。したがって、採用候補者名簿に記載された者がすべて採用されるとは限りません。
- (3) 保育士及び幼稚園教諭については、所定の時期までに資格又は免許を取得しなかった場合は、採用されません。